

カント『永遠平和のために』における「予備条項」の有機的連関

新川信洋

本稿は、カントの『永遠平和のために』の「予備条項」の議論をとりあげて各条項間の記述上の連関を分析し、一読したところでは恣意的な印象をまぬがれないと思われる各条項の有する意義を構造的に明らかにすることをこころみるものである。第一節ではまず「予備条項」にかんして個々の条項を切り離して「現代性」を読み取る読解姿勢にたいし、「哲学的」な叙述であることを念頭に「予備条項」を解釈する立場を説明する。第二節では、「予備条項」がなぜこの六つで、この順番に配置されているのか、という問いを提出したうえで、各条項の説明部分（本文部分）に付け加えられた記述を、次の条項との接合点、いいかえれば次の条項を導入する記述であると考えることにより、各条項間の連続性を問題にする。最後に第三節において、「予備条項」の議論が、ある戦争の終結から次の戦争へといたるまでの見通しのなかで、ほんらい最低限守らねばならない平和への条件をその過程の段階ごとに述べたものであることを明らかにする。

第一節 ア・プリアリな命題としての「予備条項」

一七九〇年に『判断力批判』を発表し、主著であるいわゆる三批判書を完結させたカントは、一七九五年、七一歳にして『永遠平和のために』を公表した。カントが「永遠平和」について論じている著作(1)のうちでも、常備軍の撤廃や国際連合の構想の提起、あるいは「訪問権」の確立といった論述を含む『永遠平和のために』はとくに名高い。

「補説」や「付録」と題された箇所を除くと、『永遠平和のために』の本文部分は二つの章からなる。国際連合や「訪問権」についても論じられる第二章で「国家間の永遠平和への確定条項」を扱うのに先立ち、カントはまず第一章で、「国家間の永遠平和のための予備条項」として六つの条項を提示する。この予備条項をつうじ、次に挙げるそれぞれの内容の禁止を即時に実行することを要求する。すなわち、まず第一条項では偽りの平和条約の締結の禁止を、第五条項では暴力による他国への干渉の禁止を、さらに第六条項では将来の平和時の信頼を不可能にするような戦争時の行為の禁止を、たとえ事情がどうであろうともただちに禁止することを求めている。また、継承・交換・買収・贈与による他国の取得の禁止(第二条項)や、常備軍の漸次撤廃(第三条項)、対外紛争にさいする国債発行の禁止(第四条項)にかんしても、こちらは多少の遅延を許容しながらではあるが、要求している。

「予備条項」も「確定条項」も当時の条約の記述スタイルにならったものであり、『永遠平和のために』をカントの他の著作から隔てる特徴の一つとなっている。そうしたカントのテクストとしては特異なスタイルの影響もあって、第一章で論じられる「予備条項」は、一読したところでは恣意的な印象を与えるものと思われる。この点はずく第二章において「確定条項」の条項数とその順序が説明される段階で、対比的にいっそう際立つことになる。

第二章の「確定条項」における記述によれば、平和状態とは「自然状態[Naturzustand]ではない(Ⅲ, 348)」。自然状態はむしろ戦争状態であって、たとえ敵対行為がつねに直接的に生じていなくても、潜在的にはそうした行為にたえずさらされてい

る。それゆえ、平和状態は「創設されねばならない」ことになる (III 369)。しかもこうした平和状態の保障は「法的状态のもとのみ生じうる」(ibid.)。カントがおのおの「確定条項」を提示しはじめる直前のこの箇所についた原注によれば、こうした前提から出発する「確定条項」の議論の「根底にある要請」は、「相互に交流しうる人間はみな、何らかの市民的体制に属さなければならぬ」ということである (ibid.)。「確定条項」はそうした市民的・法的体制の分類にしたがって三つの段階で記述される。すなわち、「一民族にぞくする人々の国民法にもとづく体制」、「相互に関係する諸国家の国際法にもとづく体制」、「人間や国家を普遍的な人類国家の市民とみなした場合の世界市民法にもとづく体制」の、いずれかの段階である。そこでカントはまず第一確定条項で各国家の市民的体制を「共和的」にすることを求め、つづいて第二確定条項では、各個人の平和的共生を可能にしうるこうした「国家法」の理念を諸国家に類比的に拡大適用し、諸国家の連合制度を提案する。さらに第三確定条項では、「世界市民法」の段階として、訪れた場所で友好的に扱われる(すくなくとも敵対的に扱われない)訪問権の意義を認めることになる。先の原注においては、「この分類は恣意的な分類ではなく、永遠平和の理念との関係において必然的なものである」(ibid.)と述べられている。

この記述を念頭に「予備条項」を対比的に捉えると、それは必然性を有さない「恣意的」なものということになりかねない。すでにすくなくとも朝永三十郎によって指摘されているように、カントは「如何にして是等の条項が組織的に導き出さるるかを明説していない」し、「彼は唯従来の平和論に現わるるか若しくは彼自身偶然に思い付いたかの事項をば其の儘秩序もなく列挙したに過ぎないように見え」、「ペダンティックの誇りを受けるまでに組織を尊重した彼の傾向は此処には奇態にも現われていないのである」(ibid.)。

こうした点を背景として、「予備条項」に関係する議論はその現実性を強調することが多いように思われる。ごく一例であるが、河出書房新社版の翻訳に付された「解題」では次のように言われる。

第一章「予備条項」の内容は哲学的な議論ではなく、平和を阻害する現実的な事柄の指摘である。ここに列挙されている事

項の多くは現在のわれわれにとっても考慮に値いするものをお残している。たとえば軍備の是非は現在の身近な問題であるが、すでにカントは、その論拠はともかくとして、常備軍は全廃さるべしと主張しているのである(4)。

こうした言及の延長として、個々の論点についてその先見性や現代性を考察することもたしかに必要かつ魅力的な議論である。いくつか挙げてみるだけでも、休戦条約と平和条約の別、国家の継承・吸収の問題およびポストコロニアリズムの文脈における旧植民地と旧宗主国との経済的連関の問題、常備軍の廃止と軍事費の問題および核装備の問題、国債と戦費調達の問題、暴力による他国への干渉の是非、戦争手段の問題とテロ行為との連関、「殲滅戦」と制限戦争・絶対戦争の問題、といった豊富な議論が展開されうる。カント自身もたとえば『世界市民的見地における一般史の理念』では国際連盟構想(ただし『永遠平和のため』)では「確定条項」で扱われる内容である)が「空想的」(頁24)でないことを強調しているが、哲学者カントの執筆した『永遠平和のために』が、「理論家」の空理空論にすぎないという見解を否定する立場から、むしろカントを擁護する意味で、このようにその現実性を取りだす意義は大きいと言える。じっさいこの「解題」においても、「哲学的」が指し示す内容について明示的に言及されることはなく、むしろ「現実的な」側面を有することが強調されている。

しかしたとえば福谷茂(5)のように『永遠平和のために』をカントの批判哲学と密接に連関させることが強調されうるならば、やはり「哲学的」という側面の吟味も必要となる。もともと『永遠平和のために』には「一哲学的構想」という副題が付されているのである。

では「構想 Entwurf」が「哲学的 philosophisch」であるとはどういうことなのか。たとえば「純粹理性批判」では「哲学的理性認識」が「概念からの認識」と言われ、「概念の構成からの認識」である「数学的理性認識」と対比される(B 865)。さらに哲学的概念が「世界概念」、すなわち「あらゆる人々が必然的に関心を抱くものにかかわるような概念」であって、たんなる「学校概念」でないとき、哲学は「すべての認識と人間の理性の本質的な諸目的との連関についての学」であるとされる(B 867)。そうした「人間の理性の本質的諸目的を促進する」「哲学者」(これは数学者や自然科学者や論理学者のような「理性技術

者」ではない)は、「人間的理性の立法者」である(ada)。ここでいう哲学者はたしかに「理想」であり「理念」だが、この立法の理念は「あらゆる人間理性に見い出される」のであり、「立法」という点で哲学は究極的には「あるべきところのものをめざす」「道徳」にいたる(B. 867ff.)。『実践理性批判』の記述にひきつけられれば、この意味で、哲学は「最高善の理念を実践的に、すなわちわれわれの理性的行動の格律のために十分に規定する」「智慧の教説」の学であり(V. 108)、『人倫の形而上学』で規定されるように永遠平和の実現は「政治的最高善」(II. 356)であることを考え合わせると、『永遠平和のために』における「哲学」とは、永遠平和という概念から出発して、その到来のための実践的＝道徳的命題を示す学の総体であると考えられる。

じっさい「予備条項」にかぎっても、G・パティッシュが次のように指摘している。「予備条項は永続的な平和というのが可能なはずならば満たされなければならない諸条件を規定するものである。それは部分的には明らかに時代と関連づけられたものであるが、同時に部分的には一般的な妥当性をもったものである」(6)。ルッツ＝バッハマンも同じく「予備条項の働きは、平和条約の締結が効力をもち続けるための消極的ではあるが必然的な諸制約を呈示するところにある」(7)としている。また、H・ライスによれば、予備条項は「単に経験に基づいているだけでなく、純粹理性の法則であり、したがってアプリオリである」(8)とされる。本稿は、こうした「哲学的」の意味を視野に入れつつ、具体的な個々の条項としての「構想」の底流にあるカントの「構想」そのものないし意図、いわば議論の組み立て方としての企図を部分的にせよ探ることを課題とするものである。

第二節 記述の連続性

先述のように、「予備条項」は二つのグループに大別される。すなわち、即時禁止をもとめるものと実行の延期を許容するものである。前者には第一条項、第五条項、第六条項が含まれ、残る第二条項、第三条項、第四条項は後者に含まれる。先のH・ライスも「予備条項」にかんしてはこうした分類を念頭に整理をおこなっている。上述の説明と重なるが確認までに以下引用する。

カントは、永遠平和のための六つの予備的な条件を、次のような禁止を命ずる法則として挙げている。それは第一に、新たな戦争を秘かに画策するような、内密の留保条項を含む平和条項を締結してはならない。第二に、国際問題に第三国が武力介入することは、禁止されなくてはならない。第三に、戦時において、その後の平時の相互信頼を不可能にするような行為をしてはならない。第四に、相続、交換、買収、贈与によって国家を取得してはならない。第五に、常備軍をしかるべきときに撤廃しなくてはならない。第六に、戦争のための国債は、戦争を著しく容易にするものであるから、発行してはならない。カントによれば、後の三つの条件の実現には、無制限ではないまでも、なお暫時の猶予を与えても大過ないだろうが、前の三つの条件は、可能なかぎり速やかに実現されなくてはならない(9)。

もちろんライスの整理は、予備条項の分析を主目的としていない文章中のもので、簡潔にその要諦をまとめたものにすぎないので、ライス自身がこれ以上の考察を進めていないというわけではない。だが、いずれにしても、カント自身が六つの予備条項を一つずつ示したあとに付加する「嚴格法 *Leges strictae*」と「任意法 *Leges latae*」の別にかんする説明(画 348)は、逆になぜカントがこうした二分類にしたがって第一章を記述しなかったのかという疑問を生じさせる。

『永遠平和のために』は、平和論の先行者とも言うべきサン・ピエールの議論を下敷きとしている部分がある。サン・ピエールは一七一三年の『永遠平和の草案』において五つの提案をする。すなわち、①ヨーロッパの二十四カ国を中心に平和連盟を形成し、ウトレヒトに常設の評議會をおくこと、②連盟は構成国の内政に干渉しないこと、③各連盟国は6千人以上の常備軍をもたないこと、④国家の領土拡張は、征服・相続・贈与・自由意志による譲渡のいかに問わず、ヨーロッパにおいては禁止されること、⑤争議はすべて評議會の仲裁裁判で解決し、その裁定にたいする控訴を認めないこと、の五項目である(10)。

内実的な差異は認められるものの、これはみな『永遠平和のために』においても言及される内容である。「予備条項」にかぎれば、サン・ピエールの二番目の項目は第五条項に、三番目の項目は第三条項に、四番目の項目は第二条項にそれぞれ引き継がれている。これにカントオリジナルの第一条項、第四条項、第六条項が加えられ、あわせて六つの条項で『永遠平和のために』

の第一章が形成されている。こうしたサン・ピエールとの関連から考えれば、たんに形式だけからみてもカントが意図的に配列をかえていることはたしかである。そこに何らかの意図が介在した可能性は否定できないし、むしろ何らかの意図があるものと考えた方が自然であると言える。

するとここで、「予備条項」がなぜこの六つで、この順番に配置されているのか、という問題が生じることになる。『純粹理性批判』におけるカテゴリー表の導出、あるいはカントがしばしば言及する諸学の分類等々をそれぞれごく一例として多少とも思いうかべるだけでもわかるように、体系を重視するカントが恣意的に条項を挙げていないとすれば、この問いは素朴ながらおそらくは正当な問いと言いうるものと思われる。

「予備条項」が「当時の政治的状况に結びつけられている」⁽¹¹⁾点を強調するルッツ・バッハマンも、カントの平和構想全体にかんしては次のように評価する。すなわち、「カントとは歴史的な距離があるため、カントの諸概念やその諸概念を用いてなされる政治的現実に関する経験的な記述を単純に現代へと適用することはできないとしても、カントの思想に含まれる規範的内容やカントの平和理念がもつ体系的構造は、われわれにとって注目に値する」⁽¹²⁾。しかし、『永遠平和のために』をたんに時論的な著作にとどめず、いわゆるカント哲学の体系内に位置づけようとする論者にとって、この「予備条項」の存在はある意味で「躓きの石」ともなるものなのである。

百年ほど前になるが、すでにK・フィッシャーにおいてこの課題にたいする一定の精密かつ整合的な議論がなされている⁽¹³⁾、日本にも早々に先述の朝永三十郎により紹介されている。カント研究全体を見渡しても朝永の『カントの平和論』は日本におけるカント研究の草創期を代表する著作の一つであり、その当時からこうした点が考察されていることは注目に値するものであるが、管見の及ぶかぎりでは、その後この問いに正面からこたえるもの、あるいはすくなくともこの問いを無効にしうるような通説を形成する解釈はないように思われる。それは前述のように一つには「予備条項」の有する現実的側面の重視が背景にあり、その具体的内容を実際の事例に適用する形で取りだせるかどうか次第に強調されるようになったためとさしあたりは考えられるが、そうした観点ではどうしても個々の条項が切り離されて個別に論じられる傾向が強くなる。その点フィッシャー

ないし朝永の議論は、六つの「予備条項」全体を総合的に解釈するものであり、その意味でふたたび検討する価値を有する議論であると思われる。

国家間の戦争の原因となる「敵意 Hostilita の感情」⁽¹⁴⁾の分析を国家間の可能的関係ごとにおこなうため、その関係を自然的・一時的平和状態、交戦、講和という三つの関係として数えあげることでも遺漏なく「予備条項」を分類しようとするフィッシャーの見解にたいし、朝永は、「カント自身が是等の条項の理由と認めたことのなかにはたんに禁止事項がその結果として国家間の敵意を刺戟するということのみでなく、其の事項自体が道徳又は法に背戾するということを含んでいる」⁽¹⁵⁾ののだとして一定の留保を示す。しかし同時に「フィッシャーの組織化の方法は大体上カントの思想を傷つけぬと思われるものであり、且つ極めて巧妙であると思う」⁽¹⁶⁾としてそれを採用している。このようにフィッシャーに依拠しつつ展開される朝永の説明では、自然的・一時的平和状態において敵意の刺戟となるのは政治的独立の侵害であるとして、そのときに要求される事項として、第二条項から第五条項までをこの一つ目の国家関係に配置する。ここで、政治的独立の侵害は「事後的侵害」と「脅威を感ぜしむるような状態」に分類され⁽¹⁷⁾、前者に第二条項と第五条項を、後者に第三条項と第四条項を振り分ける。つづいて二つ目の国家関係に相当する交戦状態時に要求される命題として第六条項⁽¹⁸⁾を挙げ、三つ目の講和の場合に第一条項の必要性が生じるとする。

しかし、この朝永の説明においても、やはり先の疑問はすっかりと解消されるわけではない。「予備条項」の分類に成功したという評価は可能であるにせよ、その導出の仕方を説明したかどうかという点では若干の不満が残る。とくにその列挙の順番については不十分であると言いうるものと思われる。

もし列挙に一定の順序がある場合、カントがその規則を明示していない以上、テキスト自体にその規則を提示しなくてはすむだけの連関が存在するはずである。そうした視点で読んでみると、各条項の説明部分、すなわち本文部分にはやや不自然な形の記述が付加されていることに気がつく。さしあたり具体例として第一条項についてその点を検討する。

第一条項では「将来の戦争のもととなる内密の留保つきで締結された平和条約は、けっして平和条約とみなされるべきではない」(画 343) という条文がいわばタイトルとして述べられたあと、その理由が本文部分で展開される。条項中の「留保」は、

つづく本文中で「心内留保」(III 34)とあるように、まずもって動機ないし心情のレベルの問題であることが示唆されている。こうした留保がいけないのは、そうして締結された条約はたんなる休戦条約であり、「敵対行為の延期」(III 35)にすぎないからである。「一切の敵意が永遠に終わること」(ed)こそがほんらい「平和」である以上、平和条約はそうした休戦条約と区別される必要があるとされる。さらにつづいて、締結当事者が察知しえないような「将来の戦争のもと Stoff」(ed)についての言及があり、たとえそうしたものがあつたにしても、「平和条約」として締結された以上、ふたたび戦争を起こしてはならないという主張が示唆されている。まして、そのように締結された条約、つまり「平和条約」を口実にして、やがて新たな戦争を開始しようと画策するような「ジュースイット派のカズイックのたぐい」(III 34)の「心内留保」(ed)などはもつてのほかどされる。こうした態度は、ほんらいの平和条約を休戦条約におとしめるものなのである。以上のことは、よく指摘されるとおり、『永遠平和のために』自体がバーゼル平和条約を契機に執筆したと推測されることと連関するものと思われる。

第一条項にかんしてはここまでで議論はいちおう完結するにもかかわらず、最後に段落をかえて次の一文が加わる。「しかし国家政略 Staatsklugheit」といふ啓蒙された考えによると、国家の真の名誉は、どのような手段をつうじてなされるにせよ、権力の不断の増大にあるとされるから、さきの判断はいかにも形式的で杓子定規のようにみなされるのはたしかであろう」(ed)。ここで「さきの判断」とは、統治者や大臣の沽券にかかわるものであるとして心内留保を批判しようとする「物事があるがままに判断する」(ed)ありかたで、この引用部の直前に示されている。たんに第一条項にかんして補足するのであれば、そうした心内留保を使えば為政者の沽券にかかわると述べたこの部分で終わらせればよく、わざわざ皮肉めいた一文を加える必要はかならずしもない。もちろん、この第一条項は、この本が国家元首にむけて執筆されたことをも示す前書き部の直後に位置しており、そうした意味でもかれらに印象深くメッセージを伝えたり、あるいはかれらにたいしてまさに皮肉を言ったりする意図で、この引用箇所がわざわざ執筆された可能性はおおいにある。だがそれにしても、この一文は第一条項を否定しようとする立場に言及しており、やはり違和感が残る。この第一条項だけを単独でみた場合には、皮肉以上の内容を読み取ることは逆にむずかしい。しかし、あとにくる第二条項に目を移すと、こうして付け加えられた記述を、話題的な連結を形成するための媒介的記述と捉

えることも可能となる。

第二条項は「独立して存在している国家（その大小は問題ではない）は、相続、交換、買収、贈与をつうじて他国に獲得されるることがあってはならない」(ed.) とされ、継承・交換・買収・贈与による他国の取得が禁止されているが、このような国家の拡大は第一条項の記述のように「権力の不断の増大」と表現することもできる。このようにして、偽りの平和条約の締結することを禁止した第一条項に付加された「権力の不断の増大」という内容により、第一条項から第二条項の連結はスムーズにすむことになるのである。

形式的にみていくかぎり、以下の各条項についても同様の読解が可能である。各本文部分の最後に書き足された記述を次の条項の導入と考えると各条項間に一定のつながりが生じてくる。その事情は第一条項と第二条項の接続と同じであるので、以下は簡便に確認する。

第二条項では前述のとおり国家の所有にかんする議論が展開される。その要点は、国家は土地としての所有物でなくあくまで「人間の社会」(ed.) であり、国家それ自体で完結した「道徳的人格」(ed.) とみなされるので、他の国家に接合することはその人格を「物件」(ed.) とすることに成り、許されないというものである。こうした説明の最後に、表記上、わざわざダーシ線がひかれ、共同の敵でない国家への攻撃のために軍隊を貸与することも同様に禁止される旨の記述が加わる。その理由は、この場合も臣民は物件として扱われるからだとされる(ed.)。たしかにこの言及は理論的にもそれまでの内容と連関するものではあるが、条項の説明としてはやはりそれほど必然的な性質を有するものではない。しかし、つづく第三条項では常備軍の漸次撤廃がうたわれており、軍隊についての話題が挿入されたことで、先の国家の取得についての条項から常備軍という軍備にかかわる条項という一見かかわりの薄い二つの条項をつなげることに成功している。つまり第二条項で軍隊の貸与を禁止したうえで、第三条項でそればかりでなく一歩進んで常備軍の解体そのものが要求されていく、という流れになるのである。しかもこの場合、第三条項で常備軍がふさわしくなく二つの理由として、無制限の軍備各拡張競争を誘発して「侵略戦争 Angriffskrieg」(ed.) の契機となるという論拠に加えて、軍人として雇われることが人格における「人間性の原理」(ed.) と調和しないという

理由が挙がっている点も、先の「物件」の議論がつながるもので注目される。

第三条項も説明の最後に同じくダッシュ線がひかれ、財貨の蓄積も常備軍と同じく他国からは戦争の脅威となりうるもので、先制攻撃を誘発する可能性を有することが言及される。こうした経済面からの考察は、つづく第四条項の対外紛争にさいしての国債発行の禁止を導くものである。

この第四条項の説明の最後は、国家の破産は他国をも巻き込むことになるので、「すくなくとも他の諸国はそのような国家と那不遜 Annahung にたいして同盟を結ぶ verbunden 権利を有する」(III, 346) というものである。しかしそのように同盟が可能であるにしても、第五条項にあるように、「いかなる国家も他国の体制および統治に暴力的に gewalttätig 干渉してはならない」(ebd.) のである。もし干渉を認める立場がありうるなら、その根拠は、騒乱の種のたぐいが他国家に波及すること(ebd.) とされるかもしれないが、カントによればそれは反面教師的な実例として他国への警告をはたすことになり、暴力的介入を正当化する根拠とはならない。ここで、否定された理由ではあるものの、ある国家におこった災禍が他国に及ぶかどうかという論点は先の第四条項と同種の発想であり、両条項間でそうした他国への対応に差異がみられ、その線引きがおこなわれるにせよ、やはり両者の連続性がここに認められるのである。

第五条項ではこのように暴力による他国への干渉の禁止が要求されるが、その最終文ではそうした干渉自体が「実際的な恥ずべき行為 ein gegebenes Skandal」(ebd.) であると指摘されている。こうした側面を強く解釈すれば、このような暴力的な干渉はそれ自体ある種の戦争行為である。第六条項ではたとえば暗殺者を雇うようなたぐいの、きたるべき平和時の信頼を不可能にするような戦争時の行為が禁止されるが、そこではまず戦争を「暴力 Gewalt」をつうじて自らの権利を主張する、自然状態における悲しむべき非常手段」(ebd.) と規定しており、ここでも第五条項からの流れがいかされている。また、第六条項で禁止されるような行為は「不名誉な戦略」(ebd.) とされており、この点でも恥ずべき行為であるとの第五条項の論述と内容的に合致する部分がある。

このようにみえてみると、もちろん各条項内における議論の付け足し具合にはそれぞれレベル差があり、また、第四条項以降の

接続はそれ以前よりも弱い。だが、後者にかんしては、こうした記述スタイルの目的が、各条項間に「つながりがある」と読者に意識をもたせることにあったと仮定するならば、その目的の達成においては後半部よりも前半部の方が相対的に重要となるし、後半部のつながりも皆無ではないので、実質的な障害とはなりえないものと思われる。

以上本節では、各条項の説明部分たる本文部分にそれぞれ付け加えられた記述を、次の条項との接合点、いいかえれば次の条項を導入する記述であると考えることにより、各条項間の連続性が見いだされうることを確認した。

第三節 「予備条項」のストーリー構造

前節でみたように、『永遠平和のために』の第一章で展開される「予備条項」の議論は、順次相互に結びついており、比較的良好にみられるように各条項を切り離して論じられうるのみならず、構造的に捉えうる余地もあった。なるべくカントの意図にそくすと思われるかたちで、先の連結を極力整合的に読むと、いちおう次のような読み方が可能であるように思われる。なお、カントの「意図」を正しく捕捉するためには、まず、本書自体がパーゼル平和条約を一つの契機として、主として君主にむけて書かれたこと（これは本書の冒頭などで示唆される）を念頭におく必要があると思われる。また、第四条項にあるように「永遠平和の著しい障害」(III 345)として戦争（この箇所では厳密には「戦争を遂行する容易さ」と言われる）が考えられていることも考慮し、つねに国家間の戦争との対比において書かれていることに注意をはらうようところがけることとする。

(一) まず第一条は「平和」という概念そのものから導出された命題であるが、「権力の不断の増大」(III 344)を図る立場からすれば真の平和条約の締結には最終的にいたらないことになる。パーゼル平和条約はかりにも「平和条約」たる以上、心内留保をする形でそのなかの条項を戦争再開の口実にしてはいけないが、現実にも「秘密条項」が存在することから考えれば、残念ながら第一条項の条文そのものにあるようにそれは「平和条約とはみなされてはならない」(III 343)であろう。

(二) 第一条で述べられたような厳密な意味での平和条約が締結されれば問題はないが、しかし、戦争を終結させるにあたっ

て休戦条約しか締結されなかった場合にはどのようになればいいのか。ある程度よく練られた終戦条約であれば、それが平和条約になるか休戦条約になるかは道徳的な問題に属するが、それを後者におとしめるのは国家元首の考えが伶俐なもの (Klugheit) であるためである。そうした国家政略は「権力の不断の増大」に向かうから、まずもってそれが戒められねばならない (第二条)。さらに、第三条項の説明文中にあるように、「戦争道具」として兵力、金力、同盟力の三つの力が考えられる (III 345) ので、先制攻撃を強いる原因となる常備軍にかんしてまず述べ (第三条)、ついで戦争遂行のために国債を発行することに ついても言及する (第四条)。外部からの攻撃にたいする自発的軍事演習 (III 345) や、国内経済に限定した平和利用のための国債発行 (III 345) が別個に考慮されるように、損害をもたらさうような国家とその僭越に対抗して結成される同盟といったものも認められるが、しかし他国にたいして暴力をもって干渉してはならない (第五条)。

(三) しかしそれでもなお最終的に再度の戦争にいたった場合でも、敵対行為を殲滅戦にいたらせるような行為は禁止される (第六条)。戦争は「殲滅戦」(III 345) にいたり、しかもこの殲滅戦では双方が同時に滅亡するから、あくまでもやがては戦争を終結させ、平和を実現していかねばならない。そのためにはその前提となる国家相互の信頼関係というものを不可能にしてしまつてはならないのである。

このように、予備条項の議論は、戦争がいちおうの終結をみたと思われるところ、つまり平和条約 (しかしその内実が休戦条約にすぎないような名ばかりの平和条約) の締結から次の戦争へといたるまでの見通しのなかで、ほんらい最低限守らねばならない平和への条件をその過程の各段階ごとに述べているものだ、と読むことができる。さらに言えば、そのように読むことが可能であるというばかりでなく、各条項の有する意義を正確に捕捉するためには、むしろこのような各条項間の位置づけこそを把握しなければならぬように思われる。そのようにしてカントの平和への企図を全体として、またプロセスとしてつかむことで、予備条項の提言が具体的になぜカントの述べたようになったのか、また述べたようにならねばいけなかったのか、多少とも明らかにするものと考ええる。

その意味でたとえば朝永のように分類するだけでは十分ではなく、「予備条項」の叙述を一つのストーリーとして読む方が有

効であると言えそうである。第二から第五条項、第六条項、第一条項、という三グループに大別する点までは上述のフィッシャーでないし朝永も同様であるが、朝永らの説明では「予備条項」の提示順はかならずしも判然としない。しかし上記のようにそれをさらに段階的に捉えれば、その順序の体系化に一定の見通しを得られるものと考ええる。

もちろん、なぜ条項数が六つなのかはこれでもまだ説明しきれてはいない。だが、「戦争道具」として兵力・同盟力・金力の三つが想定されている点は注目に値するのではないだろうか。「確定条項」も三条項からなるが、カントのおこなう分類にとつて「三」というのは特別な意味をもつ。たとえば『判断力批判』の序論の最後に付された原注では次のように言われる。

純粹哲学における私の区分がほとんどいつも三分的になることをこれまであやしく思ってきた人がいる。しかしそれは事柄の性質上そうなのである。区分がア・プリオリにおこなわれるような場合には、その区分は分析的であるか、総合的であるかのいずれかである。前者の場合には矛盾律にしたがい、それでつねに二分的である（およそいかなるものもAであるか非Aである）。また後者の場合、（数学におけるようにア・プリオリな概念に対応する直観からではなく）ア・プリオリな概念から導かれるようなときには、総合的統一一般にとって必要であるもの、すなわち（一）条件、（二）条件づけられたもの、（三）条件づけられたものとその条件との統一から生じる概念、という三要素にしたがって、その区分は必然的に三分法にならざるをえない。（V, 197）

たしかに『永遠平和のために』の三分法はここで言われている区分と十全に重なるものではないが、カントの叙述上、一定の意識がおかれていた可能性は否定できないものと思われる。そうであるならば、予備条項が三の倍数である六つの条項で構成されていることも偶然ではないのかもしれない。しかしいづれにせよこの点はさらなる検討を要する課題である。

本稿の立場からすれば、各条項それぞれの吟味・考察を進めると同時に、上記のような条項間の有機的連関に着眼する視点も同時に保持していく必要があると考えられる。そのようにしてカントのいわば思考過程そのものをたどることにより、現代にお

いて新たな「予備条項」を見いだすさいの労力を相対的に軽減しうるものと思われる。逆に言えば、言わば臨床的に新たな「予備条項」を創出しようとすれば、現実的な諸問題を追いかけることになってしまいかねない（そしてそれは『永遠平和のために』を再読する価値を徐々に失わせてしまうことになるだろう）。もちろん、具体策を検討するさいにそうした「対症療法」¹⁹的な姿勢も有効かつ必要である。その点で（医療現場などおそらくは同様に）そうした観点は肯定的に受け止められるべきであるが、しかし困難な現実的状况にたいし抜本的に対応するためには、平和を妨げる要因そのものなたいして原理的に迫る、言わば「原因療法」を試みる姿勢が必要である。さらにそれは「積極的平和」を創出することにもつながるだろう。

このとき遺漏なく条件を数えあげようとするカントの姿勢にはいまなお学ぶべき点が多い。たとえば「常備軍」が廃止される理由も、休戦から戦争までの過程で、次の戦争を準備する「戦争道具」をなくす、という観点でも読み直される必要がある。もちろん、戦争から次の戦争への経過の中で考察していくというカントがとったと思われる戦略をそのまま踏襲する必要はない。それを参考にしつつも、あくまでも体系的に導出しようとする姿勢こそを学ぶべきなのである。繰り返すことになるが、それは現実に即応した対策の重視と矛盾するものではない。並行して模索ないし実行されることで相互に補完しあい、また相乗的に効果が上がるものと思われる。これは現代において平和を実現する具体的方法としての「平和の仮言命法」²⁰の創出にも有効な視点であると考ええる。

そのようにしてカントから条項を案出する方法論や考え方といったものを吸収（しかもなるべく批判的に）していくことで、カントの平和論はまさにわれわれの平和論として有効でありつづける。その意味で、カントの平和論はけっして過去の議論なのではなく、いままさに読み直される意義を十分に有するものであると考える。このことを出発点とする、こうした観点での具体的な展開については稿をあらためて論じたい²¹。

- (1) すぐなくとも批判期以降のカントにとって、「永遠平和」の問題は主要な関心事の一つであった。『世界市民的見地における一般史の理念』や『理論と実践』など一連のいわゆる歴史哲学系の諸論文をへて、戦争と平和の問題は最終的に『人倫の形而上学』『法論』の「公法」での議論に結実する。他方で一七九六年の「哲学における永遠平和条約の締結が間近なこと」の告示などは『純粹理性批判』以来の哲学的的洞察にもとづくものである。こうした諸点については下記の論考に詳しい。浜田義文「カントの永遠平和論」『理想』第六三五号、理想社、一九八七年。福谷茂「批判哲学としての永遠平和論——カント永遠平和論研究序説」『現代思想』第二二巻第四号、青土社、一九九四年。また、二〇〇五年九月開催の第一〇回国際カント学会における講演準備原稿の骨子によると、ハッフェも『純粹理性批判』の「方法論」における道徳への転回に注目し、『純粹理性批判』から「永遠平和のために」への連続性を強調しているようである。オットフリート・ヘッフェ（菅沢龍文訳）「カントの多分野にわたる世界市民主義」『理想』第六七六号、理想社、二〇〇六年、二二五頁。
- (2) カントからの引用および参照箇所については、ローマ数字でアカデミー版カント全集の巻数を、アラビア数字でその頁数を、丸括弧内において示す。ただし『純粹理性批判』第二版からの引用は慣例に従いBで示す。
- (3) 朝永三十郎「カントの平和論」、初出一九二二年、『日本平和論大系5 田中正造、朝永三十郎、反戦平和文芸集』家永三郎編、日本図書センター、一九九三年、六四頁。ただし後述するようにこのあと朝永はカントの条項の挙げ方を「組織的」に読むことをこころみる。
- (4) 土岐邦夫「解題」『実践理性批判・判断力批判・永遠の平和のために』檉山欽四郎・他訳、河出書房新社、一九八九年、四九五頁。
- (5) 福谷、前掲書。
- (6) Patzig, G., *Kants Schrift "Zum ewigen Frieden"*, Merkel, R., Wittmann, R., hrsg., "Zum ewigen Frieden": Grundlagen, Aktualität und Aussichten einer Idee von Immanuel Kant (Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1996), S. 17.
- (7) マティアス・ルッツ＝バッハマン（舟場保之訳）「カントの平和理念と世界共和国の法哲学構想」『カントと永遠平和——世界市民という理念について』J・ボーマン・他編（紺野茂樹・他訳）、未来社、二〇〇六年、八八頁。
- (8) ハンス・ライス（樽井正義訳）『カントの政治思想』芸文出版、一九八九年、八八頁。
- (9) ライス、前掲書、八七頁以下。
- (10) Vgl. Patzig, ebd., S. 15. 朝永、前掲書、五五頁以下参照。
- (11) ルッツ＝バッハマン、前掲書、八六頁。

(12) ルッツェルバッハマン、前掲書、八四頁。

(13) Fischer, K., Geschichte der neuern Philosophie, 5. Aufl., Band V., Das Vernunftsystem auf der Grundlage der Vernunftkritik (Heidelberg: C. Winter, 1910), S. 165ff.

(14) 朝永、前掲書、六四頁。

(15) 朝永、前掲書、六五頁。

(16) 朝永、同上。

(17) 朝永、同上。

(18) 前掲の朝永の文章中では「第七予備条項」となっているが、もともと「予備条項」は六つのみであるうえに、朝永が展開する説明は第六条項にかんするもので、ほかに「第六予備条項」に関する説明はみられないので、これは明らかに「第六予備条項」の誤りであると考えられる。朝永、前掲書、六八頁。

(19) 患者の苦痛となる「症状」を緩和し、取り除くことを目的とする治療法で、発熱にたいして解熱剤を、痛みにたいして鎮痛剤を適用することなどが典型例として挙げられる。これは本文において後続する「原因療法」にたいする概念である。「原因療法」は病気の原因を直接に排除する治療法で、解毒剤で毒物を排除したり、化学療法剤で病原体を抑えたりするな

どの処置が考えられる。原因がわからなかったり末期的な病状であったりするときには前者のみ行なわれることもあるが、並行して行なわれることも多い。

(20) 小野原雅夫「平和の定言命法と平和実現のための仮言命法」『日本カント研究7 ドイツ哲学の意義と展望』日本カント協会編、理想社、二〇〇六年、七九頁以下参照。

(21) また、以上のようなストーリー構造が析出されるとき、「平和の権利」とともに「戦争への権利、戦争中の権利、戦争後の権利」が段階的に問題となる『人倫の形而上学』（一七九七年）の「国際法」での議論との接合が問題になりうる。「国際法」は『永遠平和のために』では「予備条項」ではなく「確定条項」で論じられること、およびそれと関連して、『永遠平和のために』の「予備条項」の議論と『人倫の形而上学』の「国際法」で論じられる議論がさしあたり対応するものではないと思われることから、本稿では前者の分析に後者の内容を導入しなかった。しかし戦争の勃発から講和条約の締結にいたる展開が明示的な『人倫の形而上学』と同様に、『永遠平和のために』でもそうした意識がみられることが明確となった以上、この問題は次なる課題として設定されうるものと考えられる。この点についても別稿にて扱いたい。

(しんかわ のぶひろ／博士後期課程)